

令和2年度第1回岐阜県食品安全対策協議会 議事要旨

1 日時・場所：書面開催

2 出席者

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学（本協議会会長）	応用生物科学部 教授	矢部 富雄
	(公社)岐阜県栄養士会	代表理事	後藤 美保
	岐阜県議会議員	厚生環境委員会 委員長	広瀬 修
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	専務理事	佐藤 圭三
	岐阜県食生活改善推進員協議会副 会長	副会長	小藪 年枝
	岐阜県生活学校連絡協議会	書記	河野 美佐子
	消費者（公募）	—	加古 郊三
	消費者（公募）	—	後藤 順
	消費者（公募）	—	松原 ちず子
生産者	全国農業協同組合岐阜県本部	副本部長	高坂 茂
	岐阜県肉用牛協会	副会長	野々村 浩司
	(公社)岐阜県食品衛生協会	理事	池田 喜八郎
流通業者	(公財)岐阜県学校給食会	理事長	青木 廣志
	(株)大光	購買本部・購買第一グ ループグループ長	徳井 正樹
	(株)岐阜魚介	代表取締役社長	大野 悟朗

3 議題

令和元年度 食品の安全性の確保等に関する報告（案）について

4 議事要旨

(矢部会長)

○資料 4-1 p 50 指標、p 69 指標、p 71 指標について

「GAP 実践者数」「ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数」は、実績が空欄となっているが、67 ページの現状と課題の中では、現在の数として件数が挙げられていることから、実績が無いわけではないことが分かる。

上記の指標の中で実績が空欄となっている理由を示すか、データがあれば、空欄とせずに実績を記入した方がよい。

<回答>農産物流通課、廃棄物対策課

いずれも、計画の中間見直しの機会に記入を行う。

※GAP 実践者数の平成 30 年度実績は 96 経営体

(広瀬委員)

○資料 3-1 p 6 「食中毒対策」について

今年、全国及び岐阜県に広がっている新型コロナウイルスの影響によって、飲食店は大きな打撃を受けている。そのため、各飲食店が店頭販売やテイクアウトも行う状態が見受けられる。そのような状況において改めて、許可や注意点などを徹底することが必要ではないか。

<回答>生活衛生課

「飲食店営業」の許可を有している施設であれば、「テイクアウト」を行うことができるが、あらかじめ注文を受けて一定数量を調製する「仕出し」に該当する場合は、必要な設備について保健所が助言指導を行っている。また、飲食店で調製した弁当をその飲食店以外で販売する場合は「弁当そうざい販売業」の許可が必要となる。

事業者の指導に当たる県内保健所に対し、弁当、仕出し等の衛生管理、飲食店における持ち帰り・宅配 食品の衛生管理等、飲食店で調製した弁当等の販売について、指導を徹底するよう通知した他、県ホームページにて、テイクアウト等における食中毒予防について啓発を行った。

○資料 3-1 p 15 りんご食べきり運動協力店登録制度の運用について

県内の飲食店、宿泊施設及び企業等の総数から考えると、協力店・協力企業等の数が少なすぎる。更なる強化の対策を計画に入れる必要があるのではないか。

<回答>廃棄物対策課

本取組について県民に広く認知いただき食品ロス削減の意識醸成を図れるよう、食品小売店を中心に新規登録店舗開拓を進めていくとともに、登録店との連携強化を検討していく。なお、今後の状況を踏まえて、計画の見直しについて検討する。

(佐藤委員)

○資料 3-1 p16 「双方向のリスクコミュニケーション【重点6】」の「食品安全をテーマとした講習会、イベントの開催」について

- ・令和元年9月(多治見市)と10月(高山市)、コープぎふが主催し「食品表示と栄養成分表示を自分の暮らしにどういかすか」学習会を開催した。生活衛生課、東濃保健所、飛騨保健所にご協力をいただき、生協商品の生産者も参加して食品表示と栄養成分表示から情報を読み解き、暮らしに上手に取り入れる方法などのテーマで実施し、延べ40人が参加した。座学と試食交流で楽しく学習することができた。
- ・生協の主力事業である宅配事業は、組合員と直接コミュニケーションをとれることが特徴だが、近年は担当職員が配達時に会える方は約4割まで減っている。食品関連法令等の改正内容を実際の食品を通して学ぶ取り組みは重要であり、多忙化する消費者の生活に合わせ、身近な地域できめ細かなリスクコミュニケーションの場をつくっていくことの重要度は増している。今後も行政や生産者と連携して推進したいと考えるので協力をお願いしたい。

○資料 3-1 p16 「食品の安全と信頼に関する情報の提供」の「食品の安全に関する情報提供」について

- ・「食卓の安全・安心ニュース」「ぎふの食卓の安全・安心メールマガジン」の情報提供は生協連加盟生協で共有化している。
- ・P19の教育の推進にも該当。小中高等学校、特別支援学校への情報提供に関して、食品安全分野に限らず、学校に届けられる情報としてかなり多種多様の紙媒体があると聞く。せっかくの情報が消化されずに放置されないよう、学校サイドと情報提供のあり方検討も引き続きの課題となるのではないかと考える。ネット社会の中、対象者にダイレクトに・コンパクトに・こまめにわかりやすい情報を届ける取り組みが広がると考える。

○資料 3-1 p17 「県民の意見の収集と活用」の「食品安全対策モニターの活用」について

- ・幅広く県民の意見を集約する取り組みの一層の充実を期待する。地域や生活の変化に伴い、食生活も今後ますます多様化していくものと思われる。県民の関心や不安、要望を把握し食品安全行政に反映していくことが一層重要になると考える。そして、県内の様々な組織や業者が取り組みに関わっていけばより大きな力になると考える。
- ・不安を感じる項目の上位「輸入食品」「食品添加物」「残留農薬」とのことで、この3項目の根強さを感じる。行政による明確な監視対象として引き続きの取り組みを期待する。
- ・「食品表示の偽装」への不安が低減しているのは、この間の食品安全行政の努力の賜物と推察する。
- ・昨年からはマスコミ等への露出度が減っているが、ゲノム編集食品については国民への十

分な情報提供がされていないと感じる。製造や流通管理、表示リスクコミュニケーションの対象にしっかりと位置づけられるよう、国へも要請を続けていただきたいと考える。

<回答>生活衛生課

11月18日(水)に、食品の安全・安心シンポジウムを「ゲノム編集技術応用食品」をテーマとして開催を予定している。委員の皆様には改めてお知らせする。

○その他

・今後の課題となるが、コロナ社会における食品安全行政の考え方と取り組みを、基本計画の中に位置付けることか必要と考える。新型コロナは人や組織の連携や協同を遮断するもので、これまで岐阜県において築いてきた食の安全・安心の枠組みが根底から揺るがされることが危惧される。

3つの施策の方向・8つの重点施策と各展開計画をコロナの視点から点検し、目標を達成していけるようメンテナンスしていくことが今必要と考える。

<回答>生活衛生課

本計画については、原則、新型コロナウイルス感染症を考慮した代替方法や感染防止対策を講じながら実施していく。中間見直しの際に新型コロナウイルス感染症を含め、必要なことについて見直しを図っていく予定である。

(河野委員)

豚熱や新型コロナの発生で色々な講習会の実施が困難となっており、達成率に影響がでて致し方ないと思う。

逆に施設への立入検査等は、積極的に進めておられるのかなと思い、達成率にもそれが表れている。

今回、新たに委員となった私にとってわからない用語がある。「GAP」は資料4-1における用語解説を読んでも理解には至らない。

GAP実践者数目標に対し、実績250にとどまっていることからまだまだこれからということか？指導員養成を実施され、認知度の向上を目指すとの事であるが、具体的な説明をされ理解度を上げて頂きたいと思う。

<回答>農産物流通課

・「GAP実践者数」は、本県農業の核となる担い手(認定農業者、認定新規就農者)を対象としており、花き・畜産(繁殖経営)を除く全ての経営体(約2,000経営体)が令和5年度までにGAPを実践することを目標としたもの。

計画の初年度実績である250経営体は、最終目標の1/8にとどまることから、引き続き本県農業の核となる担い手へのGAPの実践を支援していく。

(加古委員)

○先ずは、「令和元年度食品の安全性の確保等に関して講じた施策について」は膨大な実施・実行の実績は一部を除き目標を達成、上回る結果は大変に評価できるものであり、県民として感謝申し上げる。

また、対策の詳細記述も分かりやすく信頼を高めるものとする。

次に「第4期岐阜県食品安全行動基本計画」も令和元年（平成31年）より5年間の行動規範と実施指針を明確にし、具体的施策を明示した大変期待のできるものと思料する。県（及び職員の方々）の負担は大きいとは存じますが履行を期しつつ、県民としての責務を果たさねばと改めて思う。

食の安全は、本年6月1日、改正食品衛生法（法律第233号）施行され、容器包装等のポジティブリスト制度を導入、従前の食品添加物や農薬と同様の転換策等、食安全政策のドラステックな進行があり、この法の元に平成15年7月1日に施行された食品安全基本法（法律第48号）と本県条例（第75号）の整合が注視される所であり、対法、対基礎自治体への影響力行使が不可欠な状況にあると思料する。

○「コラボレーション」を大変評価：県民、県、事業者による協働の意図をコラボレーションとすることを高く評価し強く同意する。「協働」を非営利組織活動ではパートナーシップと定義することが多く、違和感をもちコラボレーションではないかと異論を唱えて参ることが多かったが、相互平等のコラボレーションに賛同し支持し目標の実現に努力する。

○私の食品安全対策協議会での関心を持つ主たるテーマは、1)食品添加物、2)輸入食品、3)食品表示である。これを軸として食品の安心安全にかかる諸元を学んでいきたい。

(後藤委員)

○資料3-1について

・資料の目標数値はどのように設定されたのか。数値目標が9割以上達成されている行政成果はわかるが、余りに多項目にわたり理解が難しい。

○資料3-1 P4 「【重点6】地産地消の推進」の「キノコの生産量」について

キノコが生産量が大幅に増えたようだが、これはどのように消費されているのか。

<回答>県産材流通課

キノコ生産量の大幅な増加は、企業等大規模生産者の参入、生産拡大に伴うものであり、スーパー等にて家庭用に販売されたり、大手外食チェーン店などで業務用として消費されるなどしている。

○資料 3-1 p5「コンプライアンスの周知啓発の推進【重点1】」の「メニュー表示等合同監視の実施」について

「メニュー表示等合同監視の実施」での「等」とは。そのなかでの「事業者の講ずべき措置等の」での「等」とは。「等」の明瞭化が必要では。

<回答> 県民生活課・生活衛生課

合同監視では、メニューに表示されている内容と実際に使用されている食材の整合性のほか、原材料の保管状況を含めた施設の衛生管理についても確認を行っているため、「等」としている。また、周知徹底の内容については、事業者が講ずべき措置のほか、景品表示法や米トレーサビリティ法の概要や違反となる例の説明を行っている。

○資料 3-1 p7「食中毒対策」の「コラボレーション」について

「岐阜県食品衛生協会の食品衛生指導員と連携し、協会員である食品関連事業者に対し」この部分で、協会員以外はどのように対応しているのか。

<回答>生活衛生課

(公社)岐阜県食品衛生協会員以外の食品事業者は、食中毒警報や食中毒予防啓発等は、県のホームページや各種媒体を利用して情報を入手することができる。

○資料 3-1 p12・13 「健康食品対策」の「健康食品の試買検査」について

医薬品の有効成分は検知されていないとのことだが、どのような意味をさすのか。また、事業者に対する監視指導は、具体的にどのように指導したのか。

<回答>薬務水道課

医薬品成分を含む健康食品は医薬品に該当し、厚生労働大臣の承認を受けることなく製造販売することは医薬品医療機器等法で禁止されている。このため、県内で販売されている健康食品を県が買い上げ検査を行っている。昨年度検査を行った20商品には、医薬品の成分は含まれていなかった。

このほか、薬局、医薬品販売業、健康食品販売店、道の駅等の健康食品販売者に対する監視指導を実施しており、一般の方が医薬品と誤解されるような広告があった場合には、店頭POPやパンフレットの撤去の指示などの指導を行った。

○資料 3-3 について

目標数値に達せられなかった項目に対する今後の対応表だが、豚熱などやむをえない事情と推察される。100%になることを切に望む。

○その他

多くの講習会・研修会が開催され、関係者との密なる指導助言体制ができているが、コロナウィルスが蔓延している現状において、多くの対面的な行事が不可能になっている。今後どのように対応されるのか。

令和2年度の施策や目標数値の見直しが図られると思うが、「岐阜県食品安全行動基本計画第4期」も変更すべき項目が多々あるのではないかと考える。見直し作業はされるのか。高い目標数値だと達成度が低下して、マスコミ・議会・県民から批判される可能性があるかと推測する。コロナウィルスは、この1、2年で終了するとは思えない。食品の安全・安心も死活問題である。県民が可視化できる施策を望む。

<回答>生活衛生課

本計画については、原則、新型コロナウイルス感染症を考慮した代替方法や感染防止対策を講じながら実施していく。中間見直しの際に新型コロナウイルス感染症を含め、必要なことについて見直しを図っていく予定である。

(松原委員)

今コロナウィルスが世間を騒がしている。コロナウィルスは世界全土に広がり、私たちの生活に大きく関わってきた。岐阜県の食料自給率25%（平成29年度）の私たちの食生活は大丈夫だろうかと不安が頭をよぎる。すぐにマスク不足が生じ、中国から輸入している食品はアメリカからの輸入はと……

○「食卓の安全・安心ニュース」では、興味あるまた旬のニュースで楽しく拝見しているが、県民の皆さんは手軽に読むことが出来ているか。インターネットを使いこなすことが出来ない人も多数いると思う。

<回答>生活衛生課

食品安全対策モニターなどは県民の皆さんに広く募集をかけ、関心を持っていただいた方には、「食卓の安全・安心ニュース」を郵送あるいは、メール等で配信できるように体制をとっている。また、幼稚園、保育園、小中学校、高校などにも配信を行っている。

現在、体育健康課を通じ市町には情報提供しているが、広報や消費者行政を担当する課への配信を検討していきたい。

○資料を拝見し食品の安全性の確保のため多彩なる施策が実行されていることを知ることができた。県民に広く伝えることが出来ているか。資料4-2のリーフレットはどこで手に入れることができるか。

<回答>生活衛生課

シンポジウムをはじめリスクコミュニケーションに関するイベント等で配布する他、岐阜県のホームページ「岐阜県の食品安全の推進体制」で掲載している。また、その他食品安全に関するリーフレットも含め、生活衛生課食品安全推進室に問い合わせいただきたい。

○資料 3-1 p25 目標値、実績、達成率について

目標値は全体数のどれだけになるか、県内に流通する輸入食品の残量農薬検査数 80 検体は具体的に何かなど踏み込んで知ることが出来る資料があるとよい。消費者が安心して買い物出来るように情報を提供できればと思う。

<回答>生活衛生課

詳しい検査結果については、岐阜県ホームページ「食品中の残留農薬検査」で公開しており、令和 2 年度の同検査は毎月の検査結果を掲載している。

別添資料参照：令和元年度検査結果、令和 2 年度 6～8 月検査結果

(高坂委員)

○資料 3-3 13 (8)、(11) 県内に流通する食肉について

現状や今後の対策は豚熱に起因することは理解できるが、輸入食肉に関する検査数のコメントが同じである事が良く分からない。

<回答>生活衛生課

以下のとおり、令和元年度の実績・現状・課題について修正する。

「食肉の流通形態の変化により、食肉小売業者の各店舗で輸入食肉を加工していたものを、大規模集約化された食肉加工包装業者等から供給を受けるようになってきている。このため、ロットが判明している輸入食肉を収去可能な施設数が目標数に見合わなくなっており、収去検体数を削減して実施した。」

○資料 3-3 23 (1) GAP の推進について

オリパラ延期、コロナ禍の中で、実践するメリットや具体的な推進策がぼやけてしまう可能性があるが、「ぎふ清流 GAP 推進センター」を中心として、しっかりとした準備期間の中で、着実に進められたい。

(野々村委員)

食品の安全の確保、豊かな食生活の為に多岐にわたる施策を推進していただいていることに対し、あらためて敬意を表する。

畜産物等への項目では、対策の実施状況など以前の表記よりわかりやすくなっているように思う。

また、新聞でも報じられていたが、「食品の安全性に関するアンケート調査」の結果から、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを強化していくとあり、われわれ生産者も積極的に関わっていきたいと思う。

飛驒牛をめぐる景品表示法違反の事例があったようだが、コンプライアンスの周知啓

発を強力に推進していただければと思う。

(青木委員)

○資料 3-1 p16、17 「食品に対する安心感の向上」について

食品の安全性についてのアンケート結果から、食品安全について不安を感じている消費者が増えていることが分かる。不安を感じている消費者が増えていることは、見方を変えれば、食品の安全性について消費者の関心が一層高まっていると捉えることができる。

食品関連事業者にとって、この結果を踏まえ、食品の安全性について、更なる充実を図っていかなければならないと強く考えている。

消費者の食品に対する安心感を高めるため、リスクコミュニケーションを推進することは、重要な施策と考える。食品の安全性について積極的に情報公開をしていかなければならないと考えている。食品の安全性や品質管理について、調査や検査の結果を可能な限り公開することが、消費者の安心感と信頼につながることを考えている。

○資料 3-1 p21、22、23 「将来にわたる安全な食生活の確保」について

学校給食における地産地消の推進として、県から購入費の一部を助成していただけることは、地域の食文化を理解するという食育の観点や食の安心・安全につながることで、非常にありがたい事業である。今後も継続・充実させていただきたい。

(徳井委員)

○資料 3-1 について

平成 30 年度の目標達成状況は、指標 67 項目のうち 63 項目が達成であったのに対し、令和元年度は、指標 67 項目のうち 56 項目が達成であり、前年度より減少した。

豚熱や新型コロナウイルス感染症の影響を受けなかったのであれば、幾つかは達成できていたのではないかと思うが、平成 30 年度で未達成であった 4 項目のうち、県民アンケート調査の対象人数と「県産品愛用推進宣言の店」の新規指定数の 2 項目は令和元年度でも未達成であり、また、重点施策ではないが、食品の安全に関する各認定制度の普及推進における全 3 項目が全て未達成となっているので、本年度は達成できるように願います。

○資料 3-1 p17～18 「食品の安全性についてのアンケート結果」について

さまざまな法改正等により、消費者の皆様方へご提供できる情報は増えているにもかかわらず、「非常に不安」と「どちらかといえば不安」との回答が、平成 30 年度から 6%も増加した事は非常に残念に思う。その中でも不安に思われる項目の 1 位が輸入食品となっているが、令和元年度の県内に流通する輸入加工食品における残留農薬、食品添加物や残留動物性医薬品の検査結果ではいずれも違反がなかった点について、もっと消費者の皆様方へ

アピールいただければ、食品の安全性に対する不安が少しは解消されると思う。

○資料 3-3 について

「県産品愛用推進宣言の店」の新規指定数の今後の対応策として、制度の周知および講習会やチラシ配布等での周知を図る事は大切だが、この制度における指定店としての特典は木製名板を県から贈呈されるだけである。岐阜県公式HPにはこの制度について、『岐阜県には、地域の文化・風土・歴史と伝統に深く根ざした優れた県産品が多数ある。こうした県内で生産される県産品を地域で利用し、拡大することは県内産業の活性化はもとより、食料自給率の向上や地球温暖化の防止などに大きく貢献する。このことから、岐阜県では県産品の利用拡大を推進しており、県内産の食材を利用した料理を提供している飲食店や、県内の商品を多数取揃えている販売店を「県産品愛用推進宣言の店」として指定し、広く紹介をしています。』と掲載されており、非常に良い制度であると思うが、指定店に対してもう少し何らかの特典があれば、目標値である新規指定数の年間 10 店はおのずと達成するのではないかと思う。その他につきましては良くまとまっているが、前年度同様に豚熱や新型コロナウイルス感染症拡大の影響に大きく左右されると予想されるので、今後の状況次第では見直しが必要になると思う。